（特定求職者雇用開発助成金）

第百十条　（略）

2　（略）

3　前項第一号イに該当する雇入れであつて、短時間労働者（一週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、法第三十八条第一項第二号の厚生労働大臣の定める時間数未満である者をいう。第百十八条の三第十項及び附則第十五条の五第六項を除き、以下同じ。）として雇い入れる場合（次項各号に掲げる者を雇い入れる場合を除く。）における前項第二号の規定の適用については、同号中「五十万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）」とあるのは、「三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）」とする。

4～13　（略）

（トライアル雇用助成金）

第百十条の三　トライアル雇用助成金は、一般トライアルコース助成金、障害者トライアルコース助成金及び若年・女性建設労働者トライアルコース助成金とする。

2　（略）

3　障害者トライアルコース助成金は、第一号から第六号までのいずれにも該当する事業主に対して、第七号に定める額を支給するものとする。

一～六　（略）

七　第一号に該当する雇入れに係る者一人につき、次のイからハまでに掲げる求職者の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　第一号に該当する雇入れに係る者のうち、ロ及びハ以外の者　月額四万円（一人につき、三箇月までの支給に限る。）

ロ　精神障害者（第一号ホに掲げる者を除く。）　月額四万円（三箇月までの支給の間は月額八万円）（一人につき、六箇月までの支給に限る。）

ハ　第一号ホに掲げる者　月額四万円（一人につき、十二箇月までの支給に限る。）

4　若年・女性建設労働者トライアルコース助成金の支給については、建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号。以下「建労則」という。）に定めるところによる。

（法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業）

第百十五条　法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業は、第百九条及び第百四十条から第百四十条の三までに定めるもののほか、次のとおりとする。

一～十三　（略）

（特定求職者雇用開発助成金）

第百十条　（略）

2　（略）

3　前項第一号イに該当する雇入れであつて、短時間労働者（一週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、法第三十八条第一項第二号の厚生労働大臣の定める時間数未満である者をいう。第百十八条の三第七項及び附則第十五条の五第六項を除き、以下同じ。）として雇い入れる場合（次項各号に掲げる者を雇い入れる場合を除く。）における前項第二号の規定の適用については、同号中「五十万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）」とあるのは、「三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）」とする。

4～13　（略）

（トライアル雇用助成金）

第百十条の三　トライアル雇用助成金は、一般トライアルコース助成金及び障害者トライアルコース助成金とする。

2　（略）

3　障害者トライアルコース助成金は、第一号から第六号までのいずれにも該当する事業主に対して、第七号に定める額を支給するものとする。

一～六　（略）

七　第一号に該当する雇入れに係る者一人につき、月額四万円（同号ホに該当する雇入れに係る者にあつては、月額二万円）（同号に該当する雇入れに係る者一人につき、三箇月（同号ホに該当する雇入れに係る者にあつては、十二箇月）までの支給に限る。）

（新設）

（新設）

4　前項第一号に規定する試行的に雇用する労働者として精神障害者（同号二に掲げる者に限る。）を雇い入れる場合における、当該雇入れの日の前日までの過去三年間に精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「精神保健福祉法」という。）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を障害者雇用促進法第四十三条第一項の労働者として雇用したことがない事業主に対する前項第七号の規定の適用については、同号中「四万円」とあるのは、「八万円」とする。ただし、既にこの項の規定により読み替えて適用する前項の規定による支給を受けた事業主（当該支給の対象となる雇入れの日から三年を経過した者を除く。）にあつては、この限りではない。

（法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業）

第百十五条　法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業は、第百九条及び第百四十条から第百四十条の三までに定めるもののほか、次のとおりとする。

一～十三　（略）